「奥尻町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、奥尻町職員の給与や職員数等について、町民みなさんに広くその実態をご理解していただくため、**次のとおり公表**します。

なお、町職員の給与については、地方公務員法に基づき国家公務員に準じた制度となっており、町議会の議決を経ながら条例によって定められています。

奥尻町の人事行政の運営等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用の状況（令和3年4月2日～令和4年4月1日）

職業	男性	女性	計	備考
一般行政職	7	3	10	
技能労務職				
教育職	6	1	7	
その他	1	1	2	保健師・看護師
計	14	5	19	

(2) 職員の退職の状況（令和3年4月2日~令和4年4月1日）

退職事由	人数	備考
定年退職	5	令和４年３月31日
勧奨退職		
普通退職	8	
その他	7	奥尻高校教員配置換え等
計	20	

(3) 部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

部門	区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
一般行政部門	議会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	総務	35	35	29	29	30	29	33	33	32	32	31	29	31
	税務	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	民生	7	6	6	6	7	8	8	6	6	6	7	7	8
	衛生	7	7	7	7	4	4	5	5	5	5	5	4	4
	農林水産	9	9	9	9	8	8	8	9	8	9	9	9	9
	商工	9	9	9	9	9	9	8	8	9	9	9	9	9
	土木	10	9	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	12
	小計	82	80	80	75	75	73	73	76	74	75	75	72	78
特別行政部門	教育	15	15	16	15	15	15	28	30	27	29	30	31	32
公営企業等会計部門	病院	36	38	39	40	40	39	37	35	36	36	36	36	33
	水道	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	下水道	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	その他	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	8	7
	小計	47	49	50	51	51	50	48	46	47	47	47	48	44
総合計		144	144	146	144	141	141	139	138	152	151	152	151	154

㈱ 1 職員数には、H26年度までは教育長を含み、町長・副町長・臨時及び非常勤職員は含みません。
法改正により、H27年度からは、町長・副町長・教育長・臨時及び非常勤職員は含みません。
2 総務：バス、自動車整備工場職員を含む。農林水産：あわび種苗育成センター職員を含む。商工：発電課職員を含む。土木：空港管理事務職員含む。その他：国保事業会計、介護保険事業会計、介護サービス事業会計職員など。

2 職員給与の状況

(1) 人件費の状況（令和３年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（令和３年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率（B／A）	（参考）R2年度の人件費率
人 2,358	千円 4,410,570	千円 148,258	千円 882,666	% 20.01	% 19.90

㈱ 人件費には、特別職・議会議員・各委員の報酬や職員の共済費等が含まれています。

(2) 職員給与の状況（令和４年度普通会計当初予算）

職員数 A	給与費				一人当たり給与費（B／A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 131	千円 408,985	千円 71,495	千円 153,385	千円 633,865	千円 4,839

㈱ 会計年度任用職員を含む。職員手当とは、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等で退職手当を含みません。

⑶　一般行政職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（令和４年４月１日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
297,300 円	332,200 円	41.8 歳

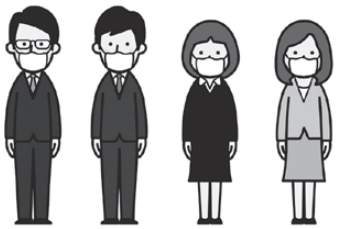

㈱　1　「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均です。
　　2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計した平均です。

⑷　一般行政職の初任給と経験年数別平均給料月額（令和４年４月１日現在）

区　分	初　任　給	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
大学卒	182,200 円	258,800 円	－	326,700 円	362,400 円
高校卒	150,600 円	－	252,100 円	280,300 円	357,400 円

※試験採用の場合、百円未満四捨五入　※対象職員が３名未満の欄は、空欄としています。

⑸　一般行政職の級別職員数の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1　級	主　事・事務補	12	15.2
2　級	主　事	16	20.3
3　級	係　長・主　査	13	16.5
4　級	主幹・係長・主査	17	21.5
5　級	課長・局長・室長・所長・参事・主幹	5	6.3
6　級	課長・局長・室長・所長・参事	16	20.3
7　級	総　括　課　長	0	0.0
計		79	100.0

㈱　1　奥尻町の給与条例に基づく給与表の級区分による職員数です。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
　　3　一般行政職は、一般行政部門から看護保健職・技能労務職等を除いています。

⑹　職員の期末・勤勉手当の状況（令和４年４月１日現在）

区　分	奥　尻　町		国
	期末手当	勤勉手当	
6月期	1.200 月	0.950 月	同　じ
12月期	1.200 月	0.950 月	
合　計	2.400 月	1.900 月	

⑺　一般行政職の各種手当支給状況（令和４年４月実績）

区　分	支給職員数	一人当平均支給月額
扶　養　手　当	33 人	19,400 円
住　居　手　当	31 人	16,600 円
通　勤　手　当	47 人	7,900 円
管　理　職　手　当	22 人	28,400 円
時間外勤務手当	20 人	31,500 円
管理職員特別勤務手当	0 人	0 円

⑻　ラスパイレス指数の状況
国家公務員の平均給料月額を100としたときの比較

年　度	指　数
平成28年度	91.9
平成29年度	91.9
平成30年度	92.7
令和元年度	92.4
令和２年度	89.8
令和３年度	88.3

※国の公表基準にそった給与・定員管理等の状況は、奥尻町ホームページ（https://www.town.okushiri.lg.jp）にも掲載しています。

⑼　特別職の報酬月額等の状況（令和４年４月１日現在）

区　分		月　額	期末手当の支給割合		
			6　月　期	12　月　期	合　計
給料	町　長	642,000 円	2.150 月	2.150 月	4.300 月
	副町長	555,000 円	2.150 月	2.150 月	4.300 月
	教育長	531,000 円	2.150 月	2.150 月	4.300 月
報酬	議　長	225,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	副議長	180,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	常任委員長	166,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月
	議　員	162,000 円	1.400 月	1.600 月	3.000 月

3　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

⑴　職員の勤務時間（標準的なもの）

１週間の勤務時間	１日の勤務時間	開始時間	終了時間	休　憩　時　間
38時間45分	7時間45分	8：30	17：15	12：00～13：00

⑵　休暇等制度の概要

項　　目	内　　容
年次有給休暇	１年に20日　新規採用職員には、在職期間により調整あり。 １年で消化できない場合は、20日を上限に翌年に繰り越せます。
病気休暇	ケガや病気のためどうしても出勤できないとき～有給 ※医師の診断書などが必要です。
特別休暇	ボランティア、結婚、忌引、出産、産前産後、夏季等～有給
介護休暇	配偶者、父母、子及び配偶者の父母等が介護を必要とするいずれかの継承する状態ごとに、連続する６月の期間内～無給
育児休業	育児休業法に基づく３歳に満たない子を養育する制度～無給

○年次有給休暇の取得状況（令和３年４月１日～令和４年３月31日）

総付与日数A	総使用日数B	全対象職員数C	平均取得日数B／C	取得率B／A
1,985 日	775.0 日	55 人	14.1 日	39.0 %

※　全期間に在職した一般職員（現業部門等を除く）

⑶　旅費制度の概要（令和４年４月１日現在）

（単位：円）

区　　分	日当（１日につき）	宿泊料（１夜につき）			鉄道賃	船　賃	航空賃
	町　外	町　内	乙地方	甲地方			
町長・医師・議会議員	3,000	6,000	9,000	14,800	普　通	下　級	実　費
副町長・教育長・各委員長	2,600	6,000	9,000	13,100			
一般職・各委員	2,200	6,000	9,000	10,900			

※　乙地方とは、北海道内の市町村、甲地方とは、北海道以外の市町村。
※　鉄道賃の特急料金は100キロ以上、急行料金は50キロ以上の路程の場合支給。

4　職員の分限及び懲戒処分の状況

区　分	内　　容	令和３年度
分　限	分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合や長期の休養を要する場合など、公務能率を維持するために問題が生じた際、任命権者の権限で降任、免職、休職、降給させることができるものです。	0
懲　戒	懲戒処分とは、法律又は条例、規則、規程に違反し又は職務を怠った場合、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、免職、停職、減給、戒告となるものです。	4

5　職員の服務の状況

地方公務員制度において、民主的、能率的な地方行政を達成するために、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています（地方公務員法第30条）。このため営利企業等への従事も制限されていますが、任命権者の許可を受けることによって例外的に従事することができます。

○営利企業等従事許可の状況（令和３年度）

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その地位の役員、顧問、評議員を兼ねる場合（無報酬を含む）	該当なし
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	該当なし
報酬を得て事業もしくは事務に従事する場合	1